

《**新商品・新サービス広報支援事業**》

あなたの新商品・新サービス についてPRの お手伝いをいたします

参加には審査
がございます
**定員
15事業所**

**参加
無料**

申込締切
11月6日まで

水戸商工会議所では水戸市内小規模事業者の魅力ある新商品・新サービスをプレスリリースなどを通じて、広くPR(広告)し、販路拡大を図る事業を行います。ぜひ貴社の新商品・新サービスの情報をお寄せください。

**①県政記者クラブへ
プレスリリース**

新商品・新サービスをまとめたチラシを作成し、茨城県県政記者クラブへプレスリリースを行います。



**②チラシを作成し、
水戸市内へ配布**

新商品・新サービスをまとめたチラシを作成し、フリーペーパー等に同封して水戸市内へ配布いたします。



③記者発表会でPR

新商品・新サービスを発表する記者発表会を企画！発表用の資料作成から当日の発表まで、会議所職員がサポートします。



※記者発表会は5人以上審査会通過者がいない場合は実施いたしません。

【プレスリリース支援事業の流れ】

- ①下記のエントリー用紙に必要事項を記入し、水戸商工会議所に送付。
- ②申込内容を基に、審査会で審議し、参加の可否を判断。
- ③商工会議所職員が新商品・新サービスの取材を行い、一緒にプレスリリース用の資料を作成。
- ④プレスリリース・広報・記者発表会の実施
 - ・茨城県県政記者クラブへのプレスリリース
 - ・チラシを作成し、水戸市内へ配布
 - ・記者発表会で新商品・新サービスを発表(12月上旬を予定)

※募集状況により、変更が生じる場合がございます。

★小規模事業者とは！

常時雇用する従業員が、商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の企業

■申込みいただける方(以下のすべての項目を満たす事業者)

- ①水戸市内(旧常澄・内原地区を除く)に事業所を有する企業(法人・個人は問いません)であること
- ②小規模事業者であること
- ③本事業は、申込内容を基に当所での審査会を得て、参加の可否が決定することをご理解いただけること
- ④PRを希望する新商品・新サービスがおおむね1年以内に販売・提供を開始したものであること
- ⑤記者発表会お申込みの方は、発表会へ最低1名ご出席し、新商品・新サービスのプレゼンが行えること
- ⑥以下の事項についてご理解・ご了承いただけること

- ・本事業を通じて発信する情報について、その採否の決定権は報道機関にあり、マスコミ各社の取材・記事掲載等を保証するものではない。
- ・公序良俗に反するものや他社との係争中のもの、その他水戸商工会議所が不適切と判断した場合、本事業の利用を断る場合がある。
- ・本事業利用で生じた他社・消費者等とのトラブルについては当事者間で解決するものとし、水戸商工会議所はその一切の責任を負わない。
- ・事業改善・成果把握等のために水戸商工会議所が実施する各種調査等に積極的に協力すること。

【本件に関するお問い合わせ】水戸商工会議所 経営支援課(水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館3階 電話:029-224-3315)

申込先FAX: 029-231-0160 **【新商品・新サービス広報支援事業エントリー用紙】**

事業所名 (屋号)	電話	
	FAX	
代表者名	メール	
住所	〒	—
常時雇用する 従業員数		人
新商品・新サービスの概要		記者発表会への参加希望 どちらかに○をつけてください 希望する 希望しない
(新商品・新サービスの提供開始時期: 年 月)		

※ご記入いただいた個人情報、当該事業実施目的以外には使用いたしません。
※各種データのやりとりをスムーズに行うため、可能なかぎりメールアドレスのご記入をお願いいたします。